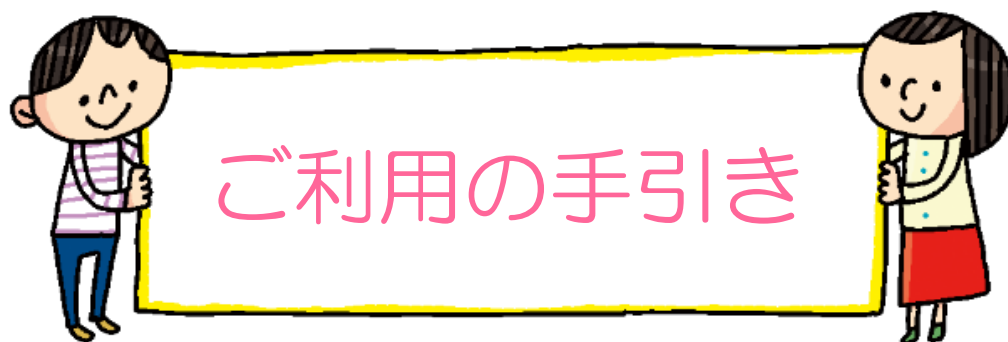




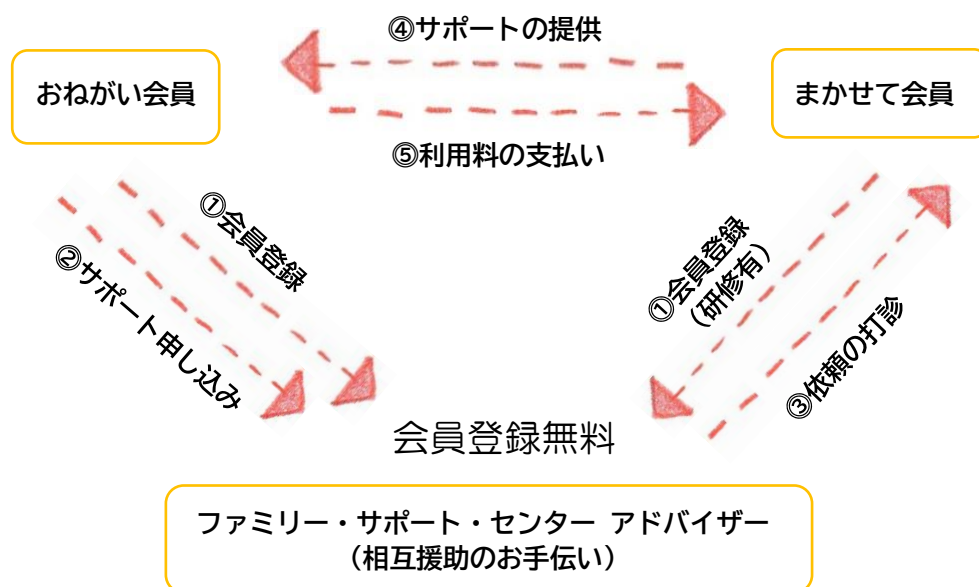
久慈市
ファミリー・サポート・センター



【ファミリー・サポート・センターのしくみ】

ファミリー・サポート・センターは、仕事と家庭の両立を支援し、安心して子育てをできるように、育児に関わるサポートを行いたい方「まかせて会員」と育児にかかわるサポートを受けたい方「おねがい会員」が会員となり、一時的な子育てを助け合う有償ボランティア組織です。

センターは会員のみなさまを結び、相互援助活動をサポートします。



●このようなサポートを行います

- ・ 保育施設の利用開始前又は利用終了後の預かり
- ・ 保育施設や学童、習い事等への児童の送迎
- ・ 保育施設が休日の場合の預かり
- ・ リフレッシュタイムの預かり
- ・ 通院時の預かり 等

●行えないサポート

- ・ 病中、病後の児童の預かり
- ・ 家事
- ・ 宿泊を伴う預かり

●サポート場所

場所については会員同士の話し合いで決定してください。

(例) まかせて会員の自宅
おねがい会員の自宅
子育て支援センター 等

●会員要件について

まかせて会員

- (1)子育て支援に理解と熱意があり、安全に子どもを預かる事ができる心身共に健康な成人の方
- (2)事前講習会を受講できる方

おねがい会員

- (1)市内に在住又は在勤の方
- (2)生後3ヵ月から小学校6年生までの乳幼児又は児童を養育している方

どっちも会員

- (1)まかせて会員及びおねがい会員の両方の要件を満たし、両方の会員登録を希望する方

●会員について

- (1)ファミリー・サポート・センターは申し込みをされた方を審査のうえ入会を承認し、会員証を交付します。
- (2)会員は登録した事項に変更が生じた場合、速やかに会員登録変更届を提出してください。
- (3)会員は、会員証を紛失したときは、会員証再発行申請書を提出し、再交付を受けてください。
- (4)会員は、退会しようとするときは、退会届を提出してください。

●会員の心得

- (1)会員は、誠実に援助活動を行いましょう。
- (2)会員は、お互いの人格やプライバシーを尊重し援助活動により知り得た情報等を第三者に漏らさないようにしましょう。退会後も同様です。
- (3)会員は、援助活動を通じて物品の販売やあっせん、宗教活動又は政治活動等を行わないようにしましょう。
- (4)まかせて会員は、援助活動中、子どもの安全確保に努めましょう。
- (5)まかせて会員は、援助活動中、子どもに異常を確認したときは直ちにおねがい会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な措置を行いましょう
- (6)援助活動中に生じた事故等による損害については、会員間で解決するよう努めましょう。センターでは、万が一の事故に備えて保険に加入しています。

●会員資格の抹消

- (1)会員の要件を満たさなくなったとき
- (2)決められた事項に違反したとき
- (3)会員としてふさわしくない行為を行ったとき



●登録から利用までの流れ

- (1)会員登録
- ・久慈市電子申請システムから、オンラインで入会申込みする。
または、ファミリー・サポート・センターへ来所し直接入会申込みする。

受付時間：平日 9 時～17 時 土曜日 9 時～12 時

(※電子申請の手順は 5 ページ)



入会申込み用QRコード

- (2)サポートの依頼
- ・おねがい会員は、サポートの実施をセンターに申し込む。
- (3)事前面談
- ・サポート前に、センター職員立会いのもと、会員間の面談を行う。
- (4)サポート
- ・センターが調整した会員間で連絡を取り合い、詳しいサポート内容、時間、場所等を決めて、サポートを実施する（(3)の事前面談は初回のみ）。
- (5)料金支払
- ・サポート終了後、会員間で利用料（実費負担額含む）の支払いを行う。

※電子申請の手順

- ・入会申込み用QRコードを読み込む



電子申請システムの
利用者登録をせずに
入会申込みする場合

電子申請システム
の利用者登録をす
る場合（推奨）

利用者管理

ホーム > 利用者ログイン

利用者ログイン

手続き名	ファミリー・サポート・センター入会申込書
受付期間	2026年4月15日(月)00分～

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

利用者登録される方はこちら >

手続き申込

ホーム > 利用者ログイン > 手続き説明

手続き説明

手続き名	ファミリー・サポート・センター入会申込書	お気に入り登録
説明	兵庫県ファミリー・サポート・センターへの入会申し込み申請書となります。 フォームに入力すると、申請内容に紐づけられ、申請書を申請することができます。 申請後、24時間以内で返信が来ます。	

上記をご確認いただき、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る 同意する >

手続き申込

ホーム > 利用者ログイン > 手続き説明 > 利用者ID入力

利用者ID入力

ファミリー・サポート・センター入会申込書

手続き申込

ホーム > 利用者ログイン > 手続き説明

手続き説明

手続き名	ファミリー・サポート・センター入会申込書	お気に入り登録
説明	兵庫県ファミリー・サポート・センターへの入会申し込み申請書となります。 フォームに入力すると、申請内容に紐づけられ、申請書を申請することができます。 申請後、24時間以内で返信が来ます。	

< 利用規約 >

利用規約は、本サービスの利用に必要となる事項を記載した文書です。本サービスは、利用規約に同意した上でご利用いただけます。利用規約は、次の事項を記載しています。

- (1) 利用規約、パスワード、利用規約の変更について、本サービスは、常に最新のものを掲載しています。
- (2) 本サービスは、本サービスの利用に必要となる事項を記載した文書です。本サービスは、利用規約に同意した上でご利用いただけます。
- (3) 本サービスは、本サービスの利用に必要となる事項を記載した文書です。本サービスは、利用規約に同意した上でご利用いただけます。
- (4) 本サービスは、本サービスの利用に必要となる事項を記載した文書です。本サービスは、利用規約に同意した上でご利用いただけます。
- (5) 本サービスは、本サービスの利用に必要となる事項を記載した文書です。本サービスは、利用規約に同意した上でご利用いただけます。
- (6) 本サービスは、本サービスの利用に必要となる事項を記載した文書です。本サービスは、利用規約に同意した上でご利用いただけます。
- (7) 本サービスは、本サービスの利用に必要となる事項を記載した文書です。本サービスは、利用規約に同意した上でご利用いただけます。
- (8) 本サービスは、本サービスの利用に必要となる事項を記載した文書です。本サービスは、利用規約に同意した上でご利用いただけます。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この規約に同意したものとみなします。

上記をご確認いただき、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る 同意する >

必要事項を入力し、「登録」をクリック→「電子申請システム」の利用者登録は完了です。

（注）この段階では、「ファミリー・サポート・センターへの入会申込」は完了していません。

電子申請システム内で、「ファミリー 入会」と、手続きをキーワード検索する。

「ファミリー・サポート・センター入会申込書」をクリックする。

「既に利用者登録がお済みの方」の入力フォームに利用者IDとパスワードを入力し、ログインする。

<利用規約>に「同意する」ボタンを押して入力フォームに進む。

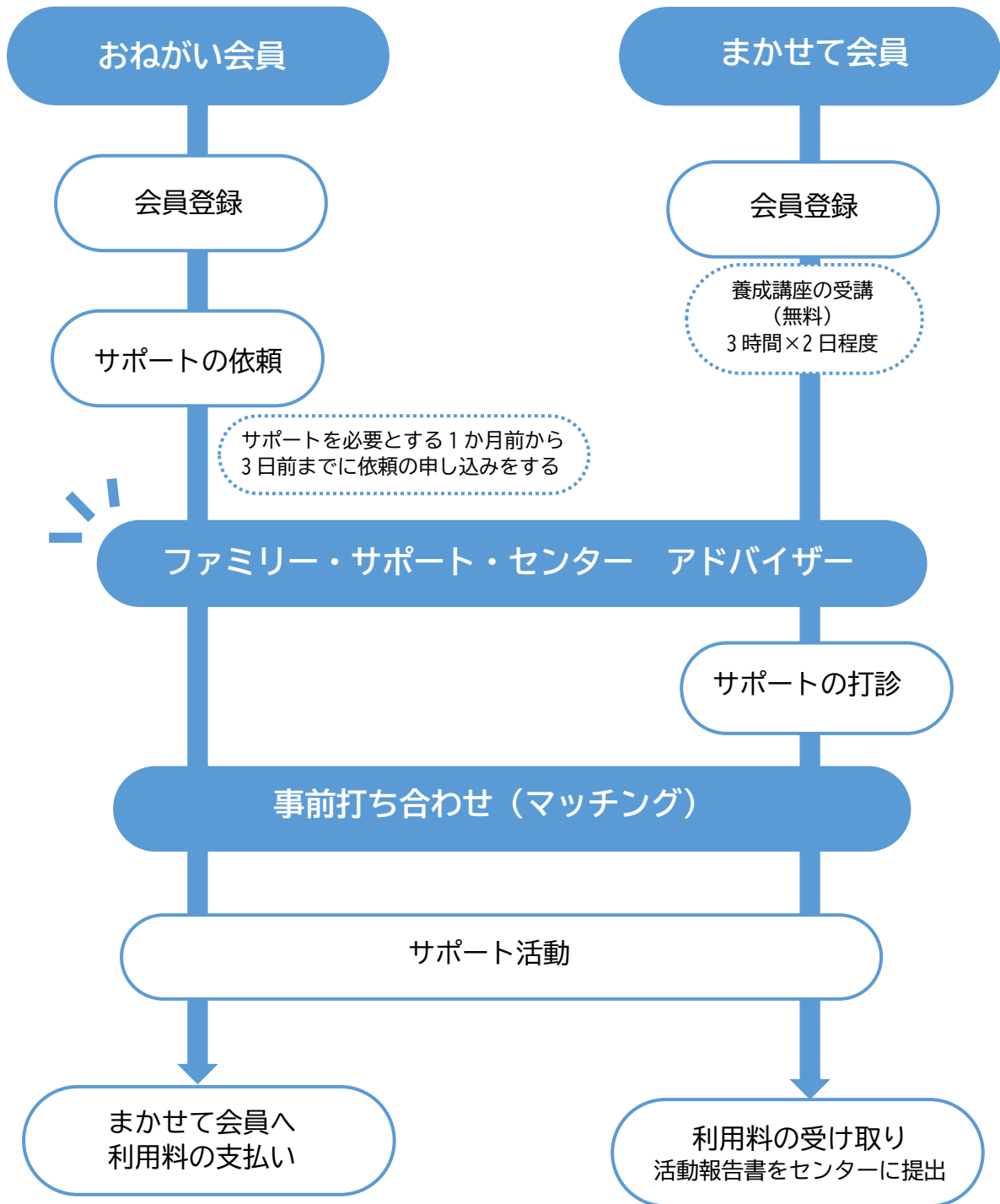
必要な項目を入力して「確認へ進む」ボタンをクリックする

入会申込み完了

申込みされたデバイスへ返信メールが届く

送付された URL を開き必要な項目を入力して「確認へ進む」ボタンをクリックする

入会申込み完了



●活動報告書について

まかせて会員は、サポート活動終了後、援助活動報告書記入おねがい会員の確認を受けなければならない

●お預かりに際して準備していただくもの

	昼食・おやつ（必要時のみ）
	ミルク（お湯）・哺乳瓶（必要時のみ）
	食事用エプロン（必要時のみ）
	紙おむつ、おしりふき（必要時のみ）
	着替え
	汚れものを入れる袋
	おくるみ・上着（必要時のみ）
	バスタオル
	手や口をふけるもの
	ティッシュ

- 利用料金 （お子さん 1 人/1 時間あたりの料金）
通常の利用料を支払ったあとで、支払った利用料の額に応じた補助金の交付を受けることができます。

	1 時間あたり（30 分以下の場合）
平日（月～金）7：00～19：00	600 円（300 円）
平日 7：00～19：00 以外の早朝夜間	700 円（350 円）
土日祝日・年末年始（12/29～1/3） 7：00～19：00	700 円（350 円）
土日祝日・年末年始の早朝夜間	800 円（400 円）

備考

- ・サポートの最初の 1 時間までは、それに満たない場合でも 1 時間とみなす。
- ・サポートが 1 時間を超えた場合の利用料は、30 分以下はこの表の該当する利用料の半額とし、30 分を超え 1 時間以下の場合は 1 時間当たりの利用料とする。
- ・おねがい会員が登録する複数の児童等のうち 2 人以上の援助活動を同時に行う場合 2 人目以降の児童等に係る利用料は、半額とする。

●キャンセル料

おねがい会員が、援助活動を取り消した場合の利用料は次のとおり。ただし、自然災害や対象児等の急な発熱等のやむを得ない理由によりサポートがキャンセルとなった場合は、無料とする。

(1)前日までのキャンセル：無料

(2)当日のキャンセル：1 時間分の利用料

(3)無断での取消：予定時間数に係る利用料全額

●食事等について

児童等の食事（ミルクを含む）、おやつ、おむつ及び保育用具は原則としておねがい会員が用意する。ただし、これらについて両会員の合意のうえ、まかせて会員が費用を負担した場合は、おねがい会員が実費を支払う。

●交通費

- ・まかせて会員が自家用車を利用した場合：まかせて会員の自宅等からおねがい会員の自宅又は送迎先までの移動（往復）距離に対して 1 キロメートル当たり 20 円
- ・交通機関を利用した場合：実費相当額

●補助金について

おねがい会員への補助

1. 補助額

利用料の半額（10 円未満の端数切捨）

2. 対象者

次のいずれかに該当する、おねがい会員

- (1)生活保護受給世帯
- (2)住民税非課税世帯
- (3)児童扶養手当受給世帯
- (4)ひとり親の小学 3 年生以下児童等扶養世帯
- (5)ダブルケア世帯（親等の介護、障害児（者）等の扶養世帯等）
- (6)未就学児の多胎児（双子等）養育世帯

3. 補助金申請

事前に補助金受給者としての登録申請が必要です。

詳しくはセンターにお問合せください。

まかせて会員への補助

1. 補助額

最初の 1 時間までは、児童一人につき 300 円。1 時間を超えた場合は 30 分につき、児童一人につき 150 円とする。

2. 対象者

サポート活動を行った、まかせて会員

3. 補助金申請

交付申請書を提出期限までに、センターにご提出ください。

詳しくはセンターにお問い合わせください。

- 補償保険 援助活動中に生じた事故等による損害については、会員間で解決することになっていますが、万が一の事故に備えて保険に加入しています。

※これらの保険はファミリー・サポート・センターで加入していますので、会員の負担はありません。すべての事故が補償の対象となるものではありません。ご不明な点がございましたらお問合せください。

【移動サービス専用自動車保険】

ファミリー・サポート・センターの活動中、サービス提供会員（まかせて会員）の自家用車を用いて依頼子供の送迎等（移動サービス）を行っている間の事故について補償するもの

対人賠償責任保険	他人にケガをさせてしまった時の法律上の損害賠償責任をします。 ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合
対物賠償責任保険	他人の物を壊してしまったとき橙の法律上の損害賠償保険を保証します。 ご契約者のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊したり、ご契約者のお車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負う場合
移動サービス事業者向け人身傷害保険特約	ご契約者のお車の事故により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や、補償を受けられる方に後遺症が生じた場合
対物超過修理費用補償特約	対物賠償責任保険では補償されない、相手方の車の「時価額を超える修理費」を保証します。 対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。
車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約（移動サービス用）	ご契約のお車が事故もしくは盗難にあった場合、故障もしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり修理工場等ヘッカー搬送された場合（自力走行は含みません）、または車両事態に生じたトラブルもしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり、走行不能となった地において自力走行できる状態に復旧した場合

【依頼子供傷害保険】

依頼子供が、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とサービス提供会員宅や保育所等へ往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員（まかせて会員）の過失の有無にかかわらず保険金が支払われます。

<たとえば>

- ・ 依頼子供が、階段から落ちてケガをした場合
- ・ 依頼子供が、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした場合
- ・ 犬にかまれてケガをした場合

【サービス提供会員傷害保険】

サービス提供会員（まかせて会員）が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と子供宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金が支払われます。

<たとえば>

- ・ サービス提供会員が、走ってくる依頼子供を受け止めようとして支えきれず転んでケガをした場合
- ・ サービス提供会員が、依頼子供を送った帰宅途中に濡れた階段で滑ってケガをした場合

【賠償責任保険】

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険

被保険者（補償を受けることができる方）が、保育サービス等の提供中に他人（依頼子供を含む。サービス提供会員と同居の親族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。また、保育サービス等利用者からお預かりし、保育サービス等提供場所内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス等提供場所外で管理している現金及び子供預かりに必要な日用品（預かった物に限ります。）を保険期間中に破損・紛失または盗取・搾取された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

<たとえば>

- ・まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ、依頼子供にやけどをさせてしまったことにより賠償責任を負った場合
- ・おねがい会員から預かっていたベビーカーを破損してしまった場合

情報漏えい保険

情報漏えいまたはそのおそれについて、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を定期され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被害（損害賠償金や弁護士費用などの支払）や、事故対応機関内に生じたサイバーセキュリティ事故対費用を負担することによって被る費用損害に対して保険金が支払われます。

<たとえば>

- ・まかせて会員が、依頼子供の個人情報記された名簿を紛失してしまい賠償責任を負った場合

【お見舞金制度】

依頼子供の加害事故、活動に起因した熱中症（熱射病や日射病）、感染症（インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス）、車での送迎中の事故についてお見舞金が支払われます。

<たとえば>

（ケガ、病気）

- ・まかせて会員の家族が依頼子供にケガを負わされた場合
- ・まかせて会員又はその家族にインフルエンザをうつされた場合

（物損）

- ・依頼子供にまかせて会員の家の物を壊された場合
- ・まかせて会員の運転ミスで自分又は他者の車を傷つけた場合



<お問い合わせ>

久慈市ファミリー・サポート・センター

〒028-0051 久慈市川崎町 11-1 子育て支援センター内

受付時間 平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~12:00

 0194-52-3210



ホームページ